

妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（案）  
について【概要】

## 1. 改正の趣旨

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）第13条第1項により、事業主は、女性労働者が母子保健法に基づく保健指導又は健康診査において医師又は助産師から受けた指導事項を守ることができるようにするために必要な措置（以下「母性健康管理措置」という。）を講じなければならないこととされており、その具体的な措置については、同条第2項の規定に基づき、妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成9年労働省告示第105号。以下「指針」という。）に規定されている。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況等を踏まえ、妊娠中の女性労働者の母性健康管理を適切に図ることができるよう、母性健康管理措置に、令和3年1月31日までの間、新型コロナウイルス感染症に関する措置を規定するもの。

## 2. 改正の内容

指針2(3)の次に以下の規定を追加する。

### (4) 新型コロナウイルス感染症に関する措置について

事業主は、令和3年1月31日までの間、その雇用する妊娠中の女性労働者から、保健指導又は健康診査に基づき、当該女性労働者の作業等における新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師等によりこれに関して指導を受けた旨の申出があった場合には、当該指導に基づき、作業の制限、出勤の制限（在宅勤務又は休業をいう。）等の必要な措置を講ずるものとする。

また、事業主は、医師等による指導に基づく必要な措置が不明確である場合には、担当の医師等と連絡をとりその判断を求める等により、作業の制限、出勤の制限（在宅勤務又は休業をいう。）等の必要な措置を講ずるものとする。

## 3. 根拠法令

男女雇用機会均等法第13条第2項

## 4. 適用期日等

告示日：令和2年5月上旬（予定）

適用期日：告示の日